

## 第1 監査の概要

- |          |   |
|----------|---|
| 1 監査の種類  | 財政援助団体監査  |
| 2 監査対象   | 文化都市四日市を創る大四日市まつり実行委員会<br>商工農水部商業勤労課（財政援助に関する事務の所管所属）   |
| 3 事前調査期間 | 平成25年11月25日から平成26年1月14日まで   |
| 4 監査期間   | 平成26年1月15日  |
| 5 監査対象年度 | 平成24年度  |
| 6 監査対象事項 | 補助金に関する出納その他の事務   |
| 7 監査方法   | 財政的援助にかかる関係帳票の整備・記帳及び証拠書類の保存は適切か、<br>会計経理は適正に行われているか、事業は十分効果が上げられているかに<br>重点を置いて、関係帳票・証拠書類等の抽出調査及び監査調書に基づく質<br>問等により行った。<br>また、所管所属に対し、補助金等の効果及び条件の履行確認はなされて<br>いるか、財政援助団体に対する指導は適切になされているかに重点をおい<br>て、関係帳票、証拠書類等の抽出調査、監査調書に基づく質問等により行<br>った。 |

## 第2 監査対象の概要

- |                      |  |
|----------------------|--|
| 1 補助金の名称             | 文化都市四日市を創る大四日市まつり事業補助金   |
| 2 補助金交付額             | 20,000,000円  |
| 3 補助金の交付目的           | 明るく、文化的な産業都市「四日市」の実現をめざし、市民レクリ<br>エーション行事として開催される「文化都市四日市を創る大四日市ま<br>つり」に対して、その開催に要する経費の一部を補助する。 |
| 4 補助金の交付根拠           | 四日市市補助金等交付規則<br>文化都市四日市を創る大四日市まつり事業補助金交付要綱<br>(以下「補助金交付要綱」という。)                                  |
| 5 補助金の概要             |  |
| (1) 交付申請(補助金交付要綱第4条) |  |
| ア 申請日                | 平成24年4月24日   |
| イ 書類                 | 補助金交付申請書<br>(添付書類：資金計画、事業計画等)  |
| (2) 交付決定(補助金交付要綱第5条) |  |
| ア 決定日                | 平成24年4月24日   |
| イ 書類                 | 補助金交付決定通知書   |

(3) 計画変更承認申請(補助金交付要綱第6条)

- ア 申請日 平成25年3月8日  
イ 書類 計画変更承認申請書  
(添付書類: 変更収支予算書)

(4) 変更決定(補助金交付要綱第6条)

- ア 決定日 平成25年3月8日  
イ 書類 補助金変更決定通知書

(5) 実績報告(補助金交付要綱第8条)

- ア 報告日 平成25年3月8日  
イ 書類 実績報告書  
(添付書類: 収支決算書、パンフレット、新聞記事)

(6) 補助金交付 20,000,000円

第1回 12,000,000円(平成24年5月28日支払)

第2回 8,000,000円(平成24年8月7日支払)

補助対象経費 26,390,777円

内訳明細 行事演出費 24,148,993円、広報費 2,125,090円  
総務費 79,234円、事務局運営費 37,460円

### 第3 監査の結果

文化都市四日市を創る大四日市まつり実行委員会に対する補助金の出納及び出納に関連する事務並びに所管所属の本事業に対する指導状況等について監査した結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

#### 1 指摘事項

##### 【文化都市四日市を創る大四日市まつり実行委員会】

(1) 委員及び企画検討委員の委嘱について

実行委員会の委員及び企画検討委員会の委員は会長が委嘱しているが、委嘱した記録が残されていない事例が見受けられた。適切に記録を作成し保管すること。

(2) 支出事務について

行事演出費の支出において、次のとおりの事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

(ア) インターネットで発注した物品について、支払いのための証拠書類が添付されていなかった。

(イ) 委託料の見積書、請求書に日付が漏れていた。

(ウ) 委託料の請求書の請求明細の記載に一部誤りがあった。

- (I) 出演料の領収書に領収印が漏れていた。
- (オ) 出演料の請求書の訂正箇所に訂正印が漏れていた。

【商工農水部商業勤労課】

特になし

2 意 見

【文化都市四日市を創る大四日市まつり実行委員会】

(1) 事業実績と課題の把握について

一般来場者について、市内・市外別など地域分布、来場するために利用した交通機関、特に興味深いと感じた内容などを把握するとともに、開催経費のうち本市の補助金が約75%を占めていることから本市への経済効果も調査して、次年度以降の企画につなげる必要がある。そのため、調査・分析結果と課題を提示できる事業報告を作成し、実行委員会での議論の活性化を図ること。

【改善事項】

(2) 運営方法について

市民参加型、市民の手作りのイベントとしての観点から、出演者等による運営へのより一層の参画について検討すること。また、経費支出の公平性の観点から、清掃への参加ボランティアの範囲、支給品及び謝礼について見直しを図ること。

これらの事例の検討・見直しに加えて、開催経費の大半を本市からの補助金が占める市民レクリエーション行事であり、運営方法そのものについても抜本的な改善を図ること。

【要望事項】

(3) 業務委託について

企画運営業務をはじめ多くの業務を委託している。業者選定、業務内容と見積り金額の精査、1者単独随意契約の妥当性など明解な根拠に基づき事務処理を行うこと。

【改善事項】

(4) 内部牽制体制と内部事務管理について

事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これらは、職員の認識不足や単純なミスに加えて、事務局内でのチェック・牽制体制が不十分であったことに大きな要因がある。基金の管理や開催経費の出納について、確認すべき事項の定型化による業務精度の向上、上位職によるダブルチェック体制の強化などを行い、内部事務管理の改善を図ること。

【改善事項】

【商工農水部商業勤労課】

(1) 事業内容の見直しについて

市民レクリエーション行事として開催されているが、伝統的な文化としての祭りとの区分が明確でなくなっており、全体的に事業内容を見直すべき時期である。市内では年間を通じて文化・スポーツ等のイベント、各地区の祭りなどが開催されている。大四日市まつりに市外からも多数の来場者を集めることで、普段からも本市を訪れてもらう契機とするという観点からも新たな方向性を検討すること。

【要望事項】